

山口県報

平成22年
3月31日
(水曜日)

目次

- 規則
山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則(医務保険課)……………一
山口県立秋看護学校学則の一部を改正する規則(医務保険課)……………二
山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………四



山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十二号

山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則

山口県立衛生看護学院学則(昭和四十六年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第四を次のように改める。
(別表第四(第六条関係))

基 科学的思考の基礎	教育内容		科 生活科学	目 科学	単位数
	文 章 表 現	生 活 科 学			
	—	—			—

分 門 専	野 分 礎 基 門 専											野 分 礎														
	基礎看護学					健康支援と社会保障制度		疾病の成り立ちと回復の促進				人体の構造と機能			人間と生活・社会の理解											
	基礎看護学概論	基礎看護技術Ⅰ(共通技術)	基礎看護技術Ⅱ(看護過程)	基礎看護技術Ⅲ(生活援助技術)	基礎看護技術Ⅳ(診療に伴う看護技術1)	社会福祉	関係法	公衆衛生学	保健医療論	治療論Ⅱ(麻酔学・理学療法)	治療論Ⅰ(薬理学)	疾病論Ⅴ(小児・母性・泌尿器疾患)	疾病論Ⅳ(脳神経・運動器・血液疾患)	疾病論Ⅲ(呼吸・循環・消化器疾患)	疾病論Ⅱ(微生物学)	疾病論Ⅰ(病理学)	生化学・栄養学	運動生理学	生理学	解剖学	英語	生命科学	社会学	教育学	人間関係論	情報科学
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																					八					

Ⅱ 野 分 門 専													Ⅰ 野									
臨地実習		精神看護学		母性看護学			小児看護学			老年看護学			成人看護学			小	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ(看護過程実習)	基礎看護学実習Ⅱ(看護過程実習)	基礎看護技術Ⅴ(診療に伴う看護技術Ⅱ)		
小児看護学実習	老年看護学実習	成人看護学実習	精神看護学援助論	精神看護学概論Ⅰ(精神看護の意義と役割)	精神看護学概論Ⅱ(精神疾患・検査・治療と看護)	母性看護学援助論Ⅱ(周産期にある人のハイリスク時の看護)	母性看護学概論Ⅰ(正常な周産期にある人の看護)	母性看護学援助論Ⅰ	母性看護学概論	小児看護学援助論Ⅱ(自己管理を必要とする小児・終末期の小児の看護)	小児看護学援助論Ⅰ(外来診療・入院・手術を必要とする小児の看護)	小児看護学概論	老年看護学援助論Ⅱ(自己管理を必要とする高齢者の看護)	老年看護学援助論Ⅰ(手術療法を受ける高齢者の看護)	老年看護学援助論Ⅱ(セルフレア・緩和ケアを必要とする人の看護)						成人看護学援助論Ⅱ	成人看護学援助論Ⅰ(手術療法を受ける人・生命の危機状態にある人の看護)

山口県規則第二十三号

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 附則
(施行期日)
1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 改正後の山口県立衛生看護学院学則の規定は、この規則の施行の日以後に入学する学生について適用し、同日前に入学して現に在学中の学生については、なお従前の例による。

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

合	野 分 合 統										小	
	臨地実習	看護の統合と実践		在宅看護論		在宅看護概論		在宅看護援助論Ⅰ(在宅における日常生活の看護)		在宅看護援助論Ⅱ(在宅における診療に伴う看護)		計
小		在宅看護論実習	看護の統合と実践Ⅳ(看護技術の統合)	看護の統合と実践Ⅲ(看護研究)	看護の統合と実践Ⅱ(医療安全)	看護の統合と実践Ⅰ(看護管理・災害看護・救急看護)	在宅看護援助論Ⅰ	在宅看護援助論Ⅱ	在宅看護援助論Ⅲ	在宅看護援助論Ⅳ	在宅看護援助論Ⅴ	二
計	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二五
計	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六七

山口県立萩看護学校学則（平成六年山口県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。
 第九条第一項第二号中「最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書その他の」を削り、同項第三号及び第四号を削る。
 別表第二を次のように改める。
 別表第二（第七条関係）

基礎専門										基礎分野										教育内容					
疾病の成り立ちと回復の促進					人体の構造と機能					小	人間と生活・社会の理解					科学的思考の基礎					科目	単位数			
薬理学	微生物学	害(感覚機能・栄養機能障)	臨(機能障)	臨(機能障)	臨(機能障)	臨(機能障)	臨(機能障)	臨(機能障)	臨(機能障)		病理学2(各論)	病理学1(基礎)	生化学	生理学	解剖学	運動生理学	英語	人間関係論	社会学	文学2(文章の書き方)			文学1(文学と看護)	情報科学(応用)	情報科学(基礎)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

分 門 専										I 野 分 門 専										野 分											
小児看護学					老年看護学					成人看護学					小	臨地実習					基礎看護学					小	健康支援と社会保障制度				
小児臨床看護論1(状況に応じた看護)	小児臨床看護論2(健康障害)	小児看護学概論	療・症状別看護)	老年看護援助論1(加齢による生活変化)	老年看護学概論	老年看護援助論2(治療)	器(患者の看護)	尿(看護)	体(看護)	成人臨床看護論3(生)	調(看護)	知(看護)	成人臨床看護論2(認)	成人臨床看護論1(循環・呼吸・栄養摂取・侵襲的治療とホテイメ1ジの変化・看護過程)		成人臨床看護学概論	日常生活援助)	基礎看護学実習2(日シヨク)	基礎看護学実習1(生活環境・コミュニケーション)	臨(看護)	治療・症状別看護)	基礎看護学概論(経過・過程)	基礎看護技術4(看護の補助技術)	基礎看護技術3(診療)	基礎看護技術2(日常生活援助技術)		基礎看護技術1(共通基本技術)	看護学概論	看護学概論	関係法規	社会福祉
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	八	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一四	-	-	-	-

合 計	野 分 合 統				Ⅱ 野									
	小	臨地実習	看護の統合と実践	在宅看護論	小	臨地実習	精神看護学	母性看護学	母性看護学概論	母性看護学概論	母性看護学概論	母性看護学概論	母性看護学概論	母性看護学概論
七〇	一	一	一	一	二六	二	二	二	二	二	二	二	二	二
改	一	二	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	一	二	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二

1 (施行期日) 附則
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 改正後の山口県立秋看護学校則別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に入学する学生について適用し、同日前に入学して現に在学中の学生については、なお従前の例による。

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十四号

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「 を

他の制度からの 転入者の記載欄	従前の 制度名	加入 番号	加入 期間
--------------------	------------	----------	----------

「 に

他の制度からの 転入者の記載欄	従前の 制度名	加入 番号	加入 期間
--------------------	------------	----------	----------

「 に

確認印	「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」の内容を確認し、また、この共済制度が加入の目的に合致していることも確認しました。	(印)
-----	---	-----

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
「注 加入の申込み後に心身障害者を変更することはできません。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
改める。
別記第三号様式の表を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

（表）

加入番号	
加入年月日	年 月 日

山口県心身障害者扶養共済制度加入証書

加入者 氏 名

あなたは、山口県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年山口県条例第3号）に基づいて山口県心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

年 月 日

山口県知事



加入者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
加入等 の効力発生日		年 月 日
掛 金 納 付 期 間		年 月分から 年 月分まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県山形県知事「その月」や「その月の分」に於て、同様に「その月」の次に於て、

11 この制度の内容については、加入者が加入の申込み時に受領した「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」を確認してください。

山口県山形県知事「その月」の次に於て、

第4号様式（第4条関係）

（表）

加入番号	年 月 日
加入年月日	年 月 日

山口県心身障害者扶養共済制度口数追加証書

加入者 氏 名

あなたは、山口県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年山口県条例第3号）に基づいて山口県心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証します。

年 月 日

山口県知事



加 入 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
加 入 日 (加入等の効力発生日)		年 月 日
加算掛金納付期間		年 月分から 年 月分まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別添付書類の様式の中で「その月」や「その月の分」は、この「回復中に要する」の次の次のものに加える。

11 この制度の内容については、加入者が加入の申込み時に受領した「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」を確認してください。

監 証

11の裏面を、平成22年3月31日現在の状況で。